明和町筆界確認事務要綱

【定義】

明和町において確認する境界とは、不動産登記法第１２３条第１号に規定される筆界とする。

（解説）境界と言っても筆界、所有権界、公物管理界等が存在するところ、不動産の権利客体である登記記録を構成する筆界につき確認することを明確にするものである。これにより地籍調査、法務局における表示登記制度、筆界特定制度、裁判所における筆界確定訴訟等との整合を図るものである。

【申請】

自己所有地（以下申請地）と明和町所有地との筆界を確認する必要がある場合には、別途様式１に定める筆界確認申請書を提出するものとする。

申請権限を有するのは申請地の所有権登記名義人、その一般承継人および特定承継人とする。複数人の場合は原則全員からの申請とする。

上記申請書には以下の書面を添付する。

ただし、土地家屋調査士等の実務取扱者が存しない申請においては②から⑤は必要としない。

①位置図

②法務局備付地図または地図に準ずる図面

③法務局備付和紙図面等原始筆界の記された図面

④登記事項証明書（官民筆界を確認する申請地、明和町所有地、隣接地、対側地のもの。官民筆界に関係しないものは不要、登記情報提供サービス取得情報でも可。）

⑤地積測量図（筆界確認の際参考となるもの）

⑥委任状（筆界確認申請を委任する場合）

⑦申請人と土地所有権登記名義人との関係を証する書面

（所有者が死亡している場合は相続証明情報、法人の場合は代理権限証明情報、成年被後見人の場合は成年後見登記事項証明書、など必要に応じ添付）

　⑧その他必要に応じた書面

（解説）法務局備付地図に準ずる図面は電子化の際筆界線や地番が誤って表記されていることがあるため、法務局備付和紙図面等原始筆界の記された図面を調査するものとし、必要に応じて旧土地台帳や分筆申告書も調査するものとする。

【筆界案】

　　現地立会までに、申請地および明和町所有地の確認を要する筆界につき、申請人において客観的資料および現地の状況等より筆界案を作成、提出するものとする。

復元可能な筆界情報が存在する場合は、申請人において必ず現地立会までに復元するものとする。

　　ただし、土地家屋調査士等の実務取扱者が存しない場合においてはこの限りでない。

【現地立会】

現地立会の日程調整、関係者への連絡は申請人にて行う。

確認を必要とする筆界線に接する、明和町、申請地、隣接地、対側地の所有者またはその代理人の現地立会をもって筆界を確認する。都合により同時に現地立会できない場合は別途立会するものとし、いずれかの現地立会が得られない場合は筆界確認不能とする。ただし、客観的な資料により筆界が明確である、または所有者の所在が遠方であるところ書面にて確認することができる場合はこの限りでない。

隣接地、対側地の立会は現地の状況に応じて要否が分かれるため、明和町担当者と協議するものとする。

地元代表者の出席は必要としない。

　現地立会においては申請人、もしくは代理人が進行を行うこと。

　ただし、土地家屋調査士等の実務取扱者が存しない場合においてはこの限りでない。

　（解説）従来では現地立会が得られなくても、境界確定書に押印することで境界の確認を得たこととしていた場合もあったが、あくまでも現地にて立会、確認することを重視するものである。所有者が遠方であるため書面にて確認する際には現地の写真、図面等の資料にて行い、筆界確認ができた書証を明和町に提出するものとする。

地元代表者に関しては筆界を確認する権限は所有者のみであるところ、法的根拠がないため立会を必要としない。現地立会においては申請人が主催であるところ責任をもって進行することとし、明和町は申請地の隣接地所有者の立場であることから、積極的な進行は行わない。

【筆界確認書】

　　現地にて筆界確認の後、必要がある場合には別途様式２に定める筆界確認書を申請人にて作成し明和町に提出するものとする。前記筆界確認書には民有地間の境界合意事項は記載しないものとする。

　　（解説）法的に筆界（境界）を確定できるのは裁判官のみであることから取り交わす書面の名称を筆界確認書とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一連の手続きにおいて確認するのは申請地と明和町所有地との筆界であり明和町は民有地と民有地の筆界については当然ながら関与しないところ、民民界について合意の記述がある境界確定書の保管、管理を明和町は行わない。

所有者が共有、または相続人が複数の場合は全員の署名を原則とするが、

様々な事情があるところ、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（令和４年４月１４日付け法務省民二第５３６号依命通知）第３筆界が明確であるとは認められない場合のおける筆界の調査・認定」に準じて取り扱うこととする。

【その他】

　　この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

　　　付　則

　この告示は、令和7年４月１日から施行する。